

新旧対照表（案）

○福島県環境影響評価条例

新	旧
別表（第 2 条関係） (1) （略） (2) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 1 項の河川に関するダム及び堰の新築及び改築の事業(以下「ダム新築等事業」という。)並びに同法第 8 条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの (3)～(17) （略） 附 則 1 この条例は、令和○年○月○日から施行する。	別表（第 2 条関係） (1) （略） (2) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 1 項の河川に関するダムの新築並びに堰の新築及び改築の事業(以下「ダム新築等事業」という。)並びに同法第 8 条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの (3)～(17) （略） _____

○福島県環境影響評価条例施行規則

新			旧		
別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 5 条関係）			別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 5 条関係）		
事業の種類	第 1 区分事業の要件	第 2 区分事業の要件	事業の種類	第 1 区分事業の要件	第 2 区分事業の要件
1（略）	（略）	（略）	1（略）	（略）	（略）
2 条例別表第 2 号に掲げる事業の種類	ア（略）	（略）	2 条例別表第 2 号に掲げる事業の種類	ア（略）	（略）
	<u>イ 改築後の貯水面積が 75ha 以上であり、かつ、貯水面積が 37.5ha 以上増加することとなるダムの改築の事業</u>	<u>改築後の貯水面積が 50ha 以上であり、かつ、貯水面積が 25ha 以上増加することとなるダムの改築の事業（この項のイの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）</u>			

	ウ 計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。)における湛水区域(以下「湛水区域」という。)の面積(以下「湛水面積」という。)が75ha 以上である堰の新築の事業	湛水面積が 50ha 以上75ha 未満である堰の新築の事業		イ 計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。)における湛水区域(以下「湛水区域」という。)の面積(以下「湛水面積」という。)が75ha 以上である堰の新築の事業	湛水面積が 50ha 以上75ha 未満である堰の新築の事業
	エ 改築後の湛水面積が 75ha 以上であり、かつ、湛水面積が 37.5ha 以上増加することとなる堰の改築の事業	改築後の湛水面積が 50ha 以上であり、かつ、湛水面積が 25ha 以上増加することとなる堰の改築の事業(この項の<u>エ</u>の第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。)		ウ 改築後の湛水面積が 75ha 以上であり、かつ、湛水面積が 37.5ha 以上増加することとなる堰の改築の事業	改築後の湛水面積が 50ha 以上であり、かつ、湛水面積が 25ha 以上増加することとなる堰の改築の事業(この項の<u>ウ</u>の第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。)
	オ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計(以下「湖沼開発面積」という。)が 75ha 以上である湖沼水位調節施設の新	湖沼開発面積が 50ha 以上75ha 未満である湖沼水位調節施設の新築の事業		エ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計(以下「湖沼開発面積」という。)が 75ha 以上である湖沼水位調節施	湖沼開発面積が 50ha 以上75ha 未満である湖沼水位調節施設の新築の事業

	築の事業	
	カ 75ha 以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業	50ha 以上 75ha 未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業
3～4 (略)	(略)	(略)
5 条例別表第 5 号に掲げる事業の種類	ア～ク (略)	(略)
	ケ 出力が <u>15,000 キロワット以上</u> である太陽電池発電所の設置の工事の事業	出力が <u>10,000 キロワット以上 15,000 キロワット未満</u> である太陽電池発電所の設置の工事の事業
	コ 出力が <u>15,000 キロワット以上</u> である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	出力が <u>10,000 キロワット以上 15,000 キロワット未満</u> である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業
6～17 (略)	(略)	(略)

別表第 2 (第 34 条、第 36 条の 3 関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の諸元
1～2 (略)	(略)	(略)
3 別表第 1 の 2 の項 ア又はイに	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の 20%未満で

	設の新築の事業	
	オ 75ha 以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業	50ha 以上 75ha 未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業
3～4 (略)	(略)	(略)
5 条例別表第 5 号に掲げる事業の種類	ア～ク (略)	(略)
	ケ 出力が <u>30,000 キロワット以上</u> である太陽電池発電所の設置の工事の事業	出力が <u>20,000 キロワット以上 30,000 キロワット未満</u> である太陽電池発電所の設置の工事の事業
	コ 出力が <u>30,000 キロワット以上</u> である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	出力が <u>20,000 キロワット以上 30,000 キロワット未満</u> である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業
6～17 (略)	(略)	(略)

別表第 2 (第 34 条、第 36 条の 3 関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の諸元
1～2 (略)	(略)	(略)
3 別表第 1 の 2 の項 アに該当す	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の 20%未満で

該当する対象事業		あること。	る対象事業		あること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別			コンクリートダム又はフィルダムの別	
4 別表第1の2の項 <u>ウ又はエ</u> に 該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20%未満であること。	4 別表第1の2の項 <u>イ又はウ</u> に 該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20%未満であること。
	固定堰又は可動堰の別			固定堰又は可動堰の別	
5 別表第1の2の項 <u>オ</u> に該当する対象事業	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあつては、水平投影面積)が修正前の湖沼開発面積の20%未満であること。	5 別表第1の2の項 <u>エ</u> に該当する対象事業	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあつては、水平投影面積)が修正前の湖沼開発面積の20%未満であること。
6 別表第1の2の項 <u>カ</u> に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20%未満であること。	6 別表第1の2の項 <u>オ</u> に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20%未満であること。
7～23 (略)	(略)	(略)	7～23 (略)	(略)	(略)
別表第3(第45条関係)			別表第3(第45条関係)		
対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の諸元	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の諸元
1～2	(略)	(略)	1～2	(略)	(略)

(略)			(略)		
3 別表第 1の2の項 ア又はイに 該当する対 象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる 部分の面積が変更前の 貯水面積の10%未満で あること。	3 別表第 1の2の項 アに該当す る対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる 部分の面積が変更前の 貯水面積の10%未満で あること。
	コンクリートダム又は フィルダムの別			コンクリートダム又は フィルダムの別	
	対象事業実施区域の位 置	変更前の対象事業実施 区域から500m以上離れ た区域が新たに対象事 業実施区域とならない こと。		対象事業実施区域の位 置	変更前の対象事業実施 区域から500m以上離れ た区域が新たに対象事 業実施区域とならない こと。
4 別表第 1の2の項 ウ又はエに 該当する対 象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる 部分の面積が修正前の 湛水面積の10%未満で あること。	4 別表第 1の2の項 イ又はウに 該当する対 象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる 部分の面積が修正前の 湛水面積の10%未満で あること。
	固定堰又は可動堰の別			固定堰又は可動堰の別	
	堰の位置	堰の両端のいずれかが 500m以上移動しないこ と。		堰の位置	堰の両端のいずれかが 500m以上移動しないこ と。
5 別表第 1の2の項 オに該当す る対象事業	湖沼開発区域の位置	新たに湖沼開発区域と なる部分の面積(水底の 区域にあっては、水平 投影面積)が修正前の湖 沼開発面積の10%未満 であること。	5 別表第 1の2の項 エに該当す る対象事業	湖沼開発区域の位置	新たに湖沼開発区域と なる部分の面積(水底の 区域にあっては、水平 投影面積)が修正前の湖 沼開発面積の10%未満 であること。

6別表第 1の2の項 <u>カに該当する対象事業</u>	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10%未満であること。
7～23 (略)	(略)	(略)

附　則

1 この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 この規則の施行の日の前に次に掲げる行為が行われた事業については、改正後の福島県環境影響評価条例施行規則別表第1の2の項のイに係る規定については適用しない。

(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項、第95条の2第1項の規定による認可、同法第87条第1項、第87条の2第1項若しくは第96条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第88条第1項、第88条第7項若しくは第96条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更

(2) 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条の規定による基本計画の作成または変更

(3) 水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項、第10条第1項、第26条又は第30条第1項の規定による認可

(4) 工業用水道法（昭和33年法律第84号）第3条第2項、第6条第2項の規定による認可

(5) 河川法（昭和39年法律第167号）第23条、第24条、第26条第1項若しくは第55条第1項の規定による許可、同法第79条第1項の規定による認可（河川法施行令（昭和40年政令第14号）第45条第2号に係る場合に限る。）、同法第79条第2項第2号若しくは第95条の規定による協議

附 則

- 1 この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前に次に掲げる行為が行われた事業については、改正後の福島県環境影響評価条例施行規則別表第1の2の項のイに係る規定については適用しない。
 - (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項、第95条の2第1項の規定による認可、同法第87条第1項、第87条の2第1項若しくは第96条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第88条第1項、第88条第7項若しくは第96条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更
 - (2) 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条の規定による基本計画の作成または変更
 - (3) 水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項、第10条第1項、第26条又は第30条第1項の規定による認可
 - (4) 工業用水道法（昭和33年法律第84号）第3条第2項、第6条第2項の規定による認可
 - (5) 河川法（昭和39年法律第167号）第23条、第24条、第26条第1項若しくは第55条第1項の規定による許可、同法第79条第1項の規定による認可（河川法施行令（昭和40年政令第14号）第45条第2号に係る場合に限る。）、同法第79条第2項第2号若しくは第95条の規定による協議

(6) 独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 13 条第 1 項の規定による認可 3 この規則の施行の際現に福島県環境影響評価条例（平成 10 年福島県条例第 64 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項及び第 4 項並びに条例第 26 条第 1 項の規定による届出がなされ、条例第 5 条第 3 項第 2 号（同条第 4 項及び条例第 26 条第 2 項において準用する場合を含む。）の措置がとられたもの又はこの規則の施行の日前に電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可若しくは同法第 48 条第 1 項の規定による届出がなされたもの（この規則の施行の日以後にその内容を変更していないもの又は事業を縮小して実施されているものに限る。）については、改正後の福島県環境影響評価条例施行規則別表第 1 の 5 の項のケ及びコに係る規定は適用しない。 4 改正後の福島県環境影響評価条例施行規則第 4 条の規定による届出及び同規則第 6 条の規定による方法書の作成は、施行日前においても行うことができる。	
--	--

業」という。) (略) 5 規則別表第1の2の項の<u>オ</u>に掲げる事業（以下「湖沼水位調節施設事業」という。) (略) 6 規則別表第1の2の項の<u>カ</u>に掲げる事業（以下「放水路事業」という。) (略) 7～27 (略) <u>附 則</u> 1 この指針は、令和○年○月○日から施行する。	業」という。) (略) 5 規則別表第1の2の項の<u>エ</u>に掲げる事業（以下「湖沼水位調節施設事業」という。) (略) 6 規則別表第1の2の項の<u>オ</u>に掲げる事業（以下「放水路事業」という。) (略) 7～27 (略) _____ _____
---	--